

## 8 畜産

### 【解説】

ここでは、「畜産統計調査」及び「牛乳乳製品統計調査」結果から、飼養戸数、飼養頭（羽）数、生乳生産量と処理量、牛乳等生産量、乳製品生産量等に関する統計を収録した。

#### 1 調査の概要

##### (1) 畜産統計調査

###### ア 調査対象

全国の乳用牛飼養者（おすのみを飼養している場合を除く。）、肉用牛飼養者、豚飼養者、採卵鶏飼養者（成鶏めすの飼養羽数が1,000羽以上の者（ひなのみ及び種鶏のみで、それぞれ1,000羽以上飼養する者を含む。）に限る。）及びブロイラーの飼養者（ブロイラーの年間出荷羽数が3,000羽以上の者に限る。）を対象とした。

なお、飼養者が複数の畜種を飼養している場合は、それぞれの畜種別に調査の対象とした。

また、複数の飼養地（畜舎）を持ち、個々に要員を配置して飼養を行う企業体のような場合、それぞれの飼養地（畜舎）を1飼養者とした。

ここでいう飼養者とは、家畜を飼養する全ての者（個人又は法人）のことであり、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含む。

###### イ 調査期日

平成28年2月1日現在及び平成29年2月1日現在で調査した。

###### ウ 調査方法

調査対象者が調査票に直接記入する自計調査とし、オンライン（特殊階層のみ）又は郵送調査により実施した。

また、乳用牛調査及び肉用牛調査における品種別の飼養頭数等は、独立行政法人家畜改良センターが管理する牛個体識別全国データベースのデータを利用することにより把握した。

##### (2) 牛乳乳製品統計調査

###### ア 調査対象

調査の対象は全国の牛乳処理場及び乳製品工場とした。ただし、乳製品工場のうちアイスクリームのみを製造する工場で年間製造量が5万リットルに満たないものは除く。

###### イ 調査期間

平成27年（1月～12月）及び平成28年（1月～12月）の各1年間を調査期間とし、基礎調査は12月末日現在、月別調査は毎月末日現在で実施した。

###### ウ 調査方法

###### (ア) 基礎調査

民間事業者が調査対象工場・処理場に郵送により調査票を配布・回収する自計調査又は政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）により調査対象工場・処理場が入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

###### (イ) 月別調査

民間事業者が調査対象工場・処理場に郵送により調査票を配布・回収する自計調査又はオンライン調査システムにより調査対象工場・処理場が入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

## 2 調査上の主な約束事項（用語の定義・約束）

乳用牛	<p>搾乳を目的として飼養している牛（将来搾乳する目的で飼養している子牛を含む。）をいう。</p> <p>本調査において乳用牛と肉用牛の別は、品種区分ではなく利用目的によって区分するため、調査対象となる牛はめすのみとし、交配するためのおすは除く。</p> <p>なお、めすの未經産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とし、搾乳の経験のある牛を肉用目的に肥育中のもの（老廃牛の肥育等）は肉用牛とせず乳用牛に含めた。</p>
肉用牛	<p>肉用を目的として飼養している牛をいう。</p> <p>本調査において肉用牛と乳用牛の別は、品種区分ではなく利用目的によって区分するため、乳用種のおすばかりでなく、めすの未經産牛も肥育を目的として飼養している場合には肉用牛とした。</p> <p>ただし、搾乳経験のある牛を肉用目的に肥育しても肉用牛に含めない。</p>
肉用種 肥育用牛	<p>乳用種以外の肉用牛をいう。</p> <p>肉用として販売することを目的に飼養している肉用種の牛をいう。したがって、ほ乳・育成中の牛でも引き続き自家で肥育する予定のものは肥育用牛とした。</p>
子取り用め す牛	<p>子牛を生産することを目的として飼養している肉用種のめす牛をいう。過去に種付けしたことのあるめす牛及び将来種付けすることが確定しているめす牛である。</p>
乳用種	<p>ホルスタイン種等の乳用種のうち肉用を目的として飼育している牛をいう。</p>
豚 肥育豚	<p>肉用を目的として飼養している豚をいう。</p> <p>自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。</p>
子取り用め す豚	<p>生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいう。</p>
種おす豚	<p>生後6か月以上で種付けに供することを目的として飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚をいう。</p>
その他	<p>肥育豚、子取り用めす豚及び種おす豚以外の豚をいう。また、肥育用のもと豚として販売する場合にはここに含めた。</p>
採卵鶏	<p>鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。</p>
種鶏	<p>採卵用のひなの生産を目的として、種卵採取を行うための鶏をいい、おすを含めた。</p>
ブロイラー	<p>当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含めない。</p>
出荷羽数	<p>前年の2月2日から当年2月1日までの1年間に出荷した羽数をいう。2月1日現在で飼養を休止し、又は中止している場合でも年間3,000羽以上出荷</p>

	した場合は、その飼養者の出荷羽数を含めた。
飼養羽数	2月1日現在で飼養している鶏のうち、ふ化後3か月未満で出荷予定の鶏の飼養羽数をいう。
生乳	搾乳したままの人の手を加えない牛の乳をいう。
牛乳等	飲用牛乳等に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたものを総称して牛乳等という。
飲用牛乳等	直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいう。
牛乳	直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、乳等省令に定める成分規格並びに製造及び保存の方法の基準に沿って製造されたものをいう。
加工乳	生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。
成分調整牛乳	生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。
乳飲料	生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料で、乳及び乳製品以外のもの（ビタミン、カルシウム、果汁、コーヒーなど）を加えたものをいう。
はっ酵乳	生乳又は乳製品を原料として、これを乳酸菌又は酵母ではっ酵させ、糊状又は液状にしたものをいう。
乳酸菌飲料	生乳又は乳製品を原料として、これを乳酸菌又は酵母ではっ酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料（はっ酵乳を除く。）をいう。
乳製品	粉乳、バター、クリーム、チーズ、れん乳、アイスクリーム等をいう。
生乳の移出(入)量	工場・処理場が県外の生産者又は工場・処理場から生乳を受乳した量を移入量といい、生産者又は工場・処理場が県外の工場・処理場へ生乳を送乳した量を移出量という。
生乳処理量	牛乳等及び乳製品を製造するために仕向けた生乳の量等をいう。
牛乳等向け	牛乳等に仕向けたものをいう。
業務用向け	牛乳等向けのうち、製菓用や飲料用等の食品原料用（製造・加工用）として仕向けた牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいう。
乳製品向け	生乳のまま乳製品に仕向けたものをいう。
その他向け	輸送や牛乳乳製品の製造工程で減耗したもの等をいう。 なお、自家飲用及び子牛のほ乳用等で処理したものもここに含める。